

黒部市告示第82号

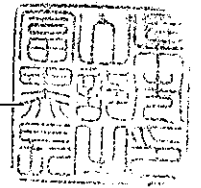
字の区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり新設するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による黒部市前沢北土地区画整理事業の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和4年6月21日

黒部市長 武隈 義



字の区域の新設に関するもの

市町村名	大字名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「 ^{まえざわしん} 前沢新」を設定する区域		
		字名	地番	
黒部市	前沢	北	876の3、936の3、937の1、 937の3から937の5まで、937の7、1001の1、 1002の1、1011の3、1012の3、1013の1、 1014から1016まで、1017の1から1017の4まで、 1017の7、1018の1、1019の1、 1020から1029まで、1030の1、1031の1、 1031の2、1034の4、1035の1、 1035の3から1035の6まで、1044の1、1045、 1046の1、1046の2、1047の2、1057の1、 1057の2、1058の1、1613の3、1615の1、 1616、1617、1666の1、1669、1670の1、 1670の3、1674の3、1676の1、1677の1、 1678、1679の1、1679の3、1680から1686まで、	

1687の1、1687の2、1688、1689、1690の1、
1694から1697まで、1699から1701まで、
1702の1、1702の2、1703の1、1703の2、
1704から1723まで、1724の1から1724の3まで、
1725、1726の1、1726の5、1727の2、
1727の5、1728の1、1729の1、1730の1、
1735の4、1742、1743の1、1743の2、
1747の5、1748の1、1748の5、1749、
1750の2、1750の5から1750の7まで、
1754の2、1754の5から1754の7まで、1755、
1756の1、1756の5、1757の1、
1757の3から1757の5まで、1757の8、1758、
1759、1760の1、1760の3から1760の6まで、
1761の1、1761の3、1762の1、1762の2、
1766の1から1766の5まで、1768、
1769の1から1769の6まで、
1770の1から1770の5まで、1771、1772の1、
1772の2、1774、1775の1、1775の2、
1776の1から1776の3まで、
1777の1から1777の8まで、1778の1、
1778の2、1779、1780、
1781の1から1781の4まで、
1782の1から1782の6まで、
1783の1から1783の3まで、
1784の1から1784の6まで、
1785の1から1785の4まで、1787、1787の2、
1788、1789の2、1805の2、1805の5、
1806の1、1806の5、1807の1、1807の5、
1807の6、1809の1、1809の4、1812の1、
1813、1814の1、1814の3、1815、1815の2、
1815の3、1816の1、1817の3、1817の4、
1818の1

	堂田西	2189 の 1
--	-----	----------

上記の区域内にある市有地の全部を含む。